



報道発表資料の配付日時 1月19日(木) 10時00分

発表項目 (行事名)	第20回統一地方選挙実施本部の設置について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>第20回統一地方選挙の管理執行に万全を期するとともに、選挙の啓発及びルールを守ったきれいな選挙を積極的に推進するため、次のとおり第20回統一地方選挙実施本部を設置します。</p> <p>設置に際しては、実施本部の看板を掲出し、北海道選挙管理委員会委員長(石塚正寛)が事務局職員に対し訓示を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 本部設置日時 令和5年(2023年)1月26日(木)午前11時00分 場 所 北海道選挙管理委員会事務局 出席者 委員長 石塚正寛 ほか 委員 事務局長 上田哲史 ほか 事務局職員 配付資料 <ul style="list-style-type: none"> 実施本部設置に当たっての委員長の報道機関に対するお知らせメモ 第20回統一地方選挙実施本部設置要綱 第20回統一地方選挙主要行事日程表(案) 第20回統一地方選挙啓発推進事業要綱 過去の選挙における投票率の推移 		
参 考			

報道(取材)に当たってのお願い	第20回統一地方選挙に関する周知について、これまで以上の御協力をよろしくお願い致します。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担 当 (連絡先)	北海道選挙管理委員会事務局 (担当者: 岡部、中澤) TEL 011-204-5153 内線 23-517		
--------------	---	--	--

実施本部設置に当たっての委員長の報道機関に対するお知らせメモ

- 北海道選挙管理委員会は、本日「第20回統一地方選挙実施本部」を設置し、選挙の管理執行体制に入りました。
- 実施本部は、本部長の下に11班で構成し、58名の職員が統一地方選挙の管理執行に万全を期するとともに、選挙の啓発及びルールを守ったきれいな選挙を積極的に推進することを目的として設置しました。
- 今回の統一地方選挙は、昭和22年の第1回から数えて20回目に当たり、知事・道議選挙のほか、128市町村で選挙の執行が予定されています。
- 申すまでもなく、選挙は民主政治の基盤を成すものであり、国民が主権者として政治に参加する最も重要な機会になりますので、有権者の皆様が投票に参加するよう、選挙の啓発に努めます。
特に、近年の選挙における投票率が低い、10代、20代及び30代の若年層に対し、投票への参加を積極的に呼びかけて参りたいと考えています。
- なお、新型コロナウイルス感染症の影響がある中で行われることが想定される選挙となりますので、北海道選挙管理委員会としては、市町村選挙管理委員会と連携を図り、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた上で、多くの有権者の皆様に安心して投票していただけるよう努めて参ります。
また、新型コロナウイルス感染症によって宿泊療養施設や自宅で療養されている方を対象とした特例郵便等投票制度についても広く周知して参ります。
- 候補者をはじめ政党関係者等選挙に携わる方々には、ルールを守ったきれいな選挙の実現に御協力をお願いする次第です。
- 報道関係者の方々には、様々な機会を通じ、選挙に関する周知をお願いして参りたいと考えておりますので、これまで以上の御協力をお願いいたします。

第20回統一地方選挙実施本部設置要綱

1 設置目的

令和5年4月に執行される第20回統一地方選挙の管理執行に万全を期するとともに、選挙の啓発及びルールを守ったきれいな選挙を積極的に推進するため、北海道選挙管理委員会事務局内に第20回統一地方選挙実施本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 事務処理

本部は、次の事務を処理する。

- (1) 北海道知事及び北海道議会議員選挙の管理執行に関する事。
- (2) 市町村長及び市町村議会議員選挙の管理執行の助言に関する事。
- (3) 明るくきれいな統一地方選挙の実現及び棄権防止等の啓発に関する事。

3 組織

本部の事務を処理するため、選挙管理委員会事務局及び総合政策部地域行政局市町村課（以下「市町村課」という。）の各係等に次の班を置く。

選挙班、庶務班、諸届受理班、政見放送班、投票用紙班、道議届出速報班、啓発班、福祉班、選挙公報班、公費負担班、公営物資班

4 機構

- (1) 本部に本部長、副本部長、主幹及び班長を置く。
- (2) 本部長は委員会事務局長を、副本部長は同事務局次長を、主幹は同事務局主幹をもって充てる。
- (3) 班長は、委員会事務局主査のうちから本部長が指名する。
- (4) 本部長は、本部を代表し、事務を統理する。
- (5) 副本部長は、本部長を補佐して分担班の事務を監督する。
なお、本部長に事故があるときは、副本部長のうち市町村課長の職にある者がその職を代理する。
- (6) 主幹は、上司の命を受け、分担班の事務を掌理する。
- (7) 班長は、上司の命を受け、所掌事務を処理する。

5 班の所掌事務等

各班の担当及び所掌事務は、別表1のとおりとする。

なお、副本部長の担当については、別表2のとおりとする。

6 この本部は、令和5年1月26日に設置する。

(別表1)

班 名	担当係等	所 掌 事 務
選 挙 班	選挙管理委員会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙総括 ・他班及び関係機関との連絡調整 ・確認団体の届出等の受理 ・予算の編成及び執行計画
庶 務 班	市町村課調整係	<ul style="list-style-type: none"> ・庶務一般 ・他課との連絡調整
諸届受理班		<ul style="list-style-type: none"> ・選挙事務所等の届出の受理・連絡
政見放送班	市町村課公務員係	<ul style="list-style-type: none"> ・政見放送計画の樹立 (聴覚障がい者対策を含む) ・放送局との連絡調整 ・政見放送に係る公費負担
投票用紙班	市町村課行政係 (主査(行政)を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・投票用紙の印刷・輸送 ・不在者投票用封筒等の印刷・輸送
道議届出速報班	主査(再生支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・道議立候補者の報告の受理・告示
啓 発 班	市町村課財政係 (主査(財政)を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発宣伝計画の樹立 ・啓発諸事業の実施 ・ルールを守ったきれいな選挙の推進
福 祉 班		<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者対策物件の作成・検収 (他班に係るものを除く)
選挙公報班	市町村課税政係	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙公報の発行、輸送及び配布完了確認
公費負担班	市町村課公営企業係	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙運動用自動車等に係る公費負担 (他班に係るものを除く)
公営物資班		<ul style="list-style-type: none"> ・選挙公営物資の作成・検収

(別表2)

班 名	担当副本部長
選 挙 班 庶 務 班 諸届受理班 政見放送班 投票用紙班 道議届出速報班	市町村課長兼再生支援担当課長
啓 発 班 福 祉 班 選挙公報班	市町村課財政担当課長
公費負担班 公営物資班	市町村課公営企業担当課長

第20回統一地方選挙主要行事日程表（案）

令和5年1月19日現在

月	日	曜	行 事	場 所 ・ （ 時 刻 ）	担 当 班
1	26	木	統一地方選挙実施本部設置	事 務 局 (11:00~)	全班
2	15	水	統一地方選挙事務会議	第二水産ビル 8ABC会議室 (13:00~)	関係各班
	16	木	北海道知事選挙立候補予定者説明会	かでの2.7 大会議室 (10:00~)	関係各班
3	未 定		道政記者クラブ加盟各社代表者会議	記 者 会 見 室 (時間未定)	選挙班
	9	木	投票用紙・封筒等の発送		投票用紙班
	22	水	告示に当たっての委員長談話発表		啓発班
			北海道知事選挙立候補届受理事務リハーサル	道庁別館地下1階大会議室 (15:00~)	関係各班
	23	木	北海道知事選挙告示日 立候補届出受理	道庁別館地下1階大会議室 (8:30~)	関係各班
	26	日	札幌市長選挙告示日		
	31	金	北海道議会議員選挙告示日		
札幌市議会議員選挙告示日					
4	1	土	選挙公報の発送 (~2日)		選挙公報班
	7	金	投・開票結果速報受理事務リハーサル	事 務 局 (13:00~)	選挙班
			繰上投票結果速報受理 (羽幌町)		選挙班
			投票日に当たっての委員長談話発表		啓発班
	9	日	知事・道議・札幌市長・札幌市議選挙期日 投・開票結果速報受理	事 務 局	全班
	10	月	選挙 (開票) 結果報告書受理 (~4/11)	第二水産ビル 4F会議室 (時間未定)	全班
	12	水	北海道知事選挙選挙会	選 管 会 議 室 (14:00~)	選挙班
	13	木	当選証書付与式	未 定 (11:00~)	選挙班
	16	日	市長・市議会議員選挙告示日		
	18	火	町村長・町村議会議員選挙告示日		
23	日	市町村長・市町村議会議員選挙期日			

第20回統一地方選挙啓発推進事業要綱

北海道選挙管理委員会

第1 趣 旨

第20回統一地方選挙は、北海道及び多くの市町村の今後4年間の進路を決定する重要な選挙である。

この選挙を、公正で意義あるものとするためには、有権者が選挙のルールを守り、進んで投票に参加することが必要である。

このため、北海道選挙管理委員会は、本要綱を定め、市区町村選挙管理委員会及び明るい選挙推進協議会との連携を図るとともに、報道機関等の協力を得て、きれいな選挙の推進と投票参加の呼び掛けを重点として、効果的な啓発事業を実施するものである。

第2 重点事項

1 きれいな選挙の推進

(1) 候補者の主義・主張を十分見極めて、自覚ある投票を行うよう呼び掛ける。

(2) 選挙のルールを守り、自由できれいな投票を行うよう呼び掛ける。

2 投票参加の推進

選挙は、住民が地方自治に参加する重要かつ基本的な機会であり、投票に参加することが住民の権利であるとともに、責務であることを周知し、有権者がこぞって投票するよう呼び掛ける。

特に、投票率が低い10代、20代及び30代の若年層に対し、投票への積極的な参加を呼び掛ける。

3 新型コロナウイルス感染症への対応

有権者が安心して投票できる環境づくりが図られるよう、投票所における感染症対策の周知や、分散投票の呼びかけを行う。

また、新型コロナウイルス感染症による宿泊療養者や自宅療養者を対象とした特例郵便等投票制度についても広く周知を図る。

第3 実施事業等

1 北海道選挙管理委員会及び同支所が実施する事業

きれいな選挙と投票参加を推進するため、次の事業を実施する。

(1) 談話の発表

告示日及び投票日を迎えるに当たっての委員長の談話を発表して、きれいな選挙及び投票参加を呼び掛ける。

(2) 共同声明の発表

北海道明るい選挙推進協議会、民間団体、報道機関、選挙管理機関及び取締機関から構成される「選挙をきれいにする国民運動北海道本部」において共同声明を発表し、各政党代表者、立候補予定者及び有権者に対し、きれいな選挙の実現を呼び掛ける。

(3) 報道機関を通じた啓発

ア 委員長談話及び共同声明の発表を報道機関を通じて行うほか、きれいな選挙及び投票参加の呼び掛けに係る記事の掲載や放送について協力を依頼する。

イ 政見放送残余時間を活用し、きれいな選挙及び投票参加を呼び掛けるとともに、投票方法の周知を図る。

(4) 広報紙等の活用

ア 庁内各部課、各総合振興局・振興局及び関係団体における投票日前の発行物等に、きれいな選挙及び投票参加を呼び掛ける記事、標語の掲載について協力を依頼する。

イ 選挙公報の余白を活用し、きれいな選挙及び投票参加を呼び掛けるとともに、投票方法の周知を図る。

(5) インターネットの活用

ア 北海道のホームページを活用して、きれいな選挙及び投票参加を呼び掛けるとともに、投票方法の周知を図る。

イ 動画やSNS等を活用し、若年層に向けて広く投票参加を呼び掛ける。

(6) 各種広報媒体における啓発

公募型プロポーザルによる提案に基づく各種広報媒体の利用などにより、きれいな選挙及び投票参加を呼び掛けるとともに、投票方法の周知を図る。特に、分散投票や特例郵便等投票について広く周知を図る。

(7) 若年層を対象とした啓発

大学、短大、専修学校等にポスター掲出を依頼することで、若年層の有権者に対し、きれいな選挙及び投票参加を呼び掛けるとともに、投票方法の周知を図る。

(8) 白バラによる啓発

候補者に、きれいな選挙のシンボルである白バラを贈呈し、選挙のルールを守り、きれいな選挙の実現について要請する。

(9) 広報車による巡回広報

広報車を道内一円に運行し、きれいな選挙及び投票参加を呼び掛けるとともに、投票方法の周知を図る。特に大学周辺などにおいて、若年層の有権者に対し、積極的な広報を行う。

(10) 懸垂幕、立看板等の掲出

懸垂幕、立看板等を掲出し、きれいな選挙及び投票参加を呼び掛ける。

(11) 点字印刷物による啓発

点字による選挙のお知らせにより、きれいな選挙及び投票参加を呼び掛け、候補者の氏名、経歴等を紹介するとともに、投票方法の周知を図る。

(12) 表彰

きれいな選挙及び投票参加の推進に功績があった民間団体及び市区町村選挙管理委員会委員等の表彰を行う。

2 市区町村選挙管理委員会が実施する事業

事業の実施に当たっては、北海道選挙管理委員会との連携を図り、相乗効果が生じるよう配慮し、次のような事業を実施する。

(1) 広報車による巡回広報

広報車を市区町村内一円に運行し、きれいな選挙及び投票参加を呼び掛けるとともに、投票方法の周知を図る。特に大学周辺などにおいて、若年層の有権者に対し、積極的な広報を行う。

(2) 懸垂幕、立看板等の掲出

庁舎等に、懸垂幕、立看板等を掲出し、きれいな選挙及び投票参加を呼び掛ける。

(3) 広報紙等の活用

市町村の広報紙等を活用して、きれいな選挙及び投票参加を呼び掛けるとともに、投票方法の周知を図る。

(4) インターネットの活用

市町村のホームページを活用して、きれいな選挙及び投票参加を呼び掛けるとともに、投票方法の周知を図る。

(5) イベント等の活用

イベント等の機会を活用して、きれいな選挙及び投票参加を呼び掛けるとともに、投票方法の周知を図る。

(6) 館内放送による啓発

JR駅、映画館、デパート等に対し、館内放送を通じて、きれいな選挙及び投票参加の呼び掛けを行うよう協力を依頼する。

(7) 有線放送等による啓発

有線放送等により、きれいな選挙及び投票参加を呼び掛けるとともに、投票方法の周知を図る。

(8) 報道機関を通じての啓発

報道機関に各種の啓発資料を積極的に提供することにより、きれいな選挙及び投票参加の呼び掛けに係る記事の掲載や放送について、協力を依頼する。

(9) その他の事業

ポスターの掲出、チラシの作成配布等の事業を通じて、きれいな選挙及び投票参加を呼び掛けるとともに、投票方法の周知を図る。

3 北海道明るい選挙推進協議会が実施する事業

事業の実施に当たっては、北海道選挙管理委員会との連携を図り、相乗効果が生じるよう配慮するものとする。

4 市区町村明るい選挙推進協議会が実施する事業

事業の実施に当たっては、市区町村選挙管理委員会との連携を図り、相乗効果が生じるよう配慮するものとする。

過去の選挙における投票率の推移

(%)

	衆議院議員選挙			参議院議員選挙			知事選挙			全国平均
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
昭 21. 4.10	75.57	62.58	68.58							72.08
22. 4.16							65.50	53.29	59.39	71.85
22. 4.20				58.08	42.57	50.28				61.12
22. 4.25	66.77	50.89	59.33							67.95
24. 1.23	76.17	59.60	67.82							74.04
25. 6. 4				76.73	64.46	70.59				72.19
26. 4.30							84.90	77.46	81.17	82.58
27. 10. 1	78.39	68.41	73.38							76.43
28. 4.19	77.88	68.45	73.14							74.22
28. 4.24				65.92	53.56	59.71				63.18
30. 2.27	80.56	72.36	76.47							75.84
30. 4.23							81.42	74.29	77.86	74.85
31. 7. 8				68.17	58.03	63.12				62.11
33. 5.22	76.01	67.09	71.55							76.99
34. 4.23							84.22	77.67	80.94	78.25
34. 6. 2				58.48	46.07	52.26				58.75
35. 11.20	73.89	67.06	70.46							73.51
37. 7. 1				69.94	64.47	67.17				68.22
38. 4.17							81.93	77.76	79.80	74.62
38. 11.21	72.58	67.71	70.10							71.14
40. 7. 4				65.38	60.72	63.00				67.02
42. 1.29	77.71	72.87	75.22							73.99
42. 4.15							79.86	76.53	78.15	68.70
43. 7. 7				67.80	64.99	66.36				68.94
44. 12.27	69.53	66.16	67.80							68.51
46. 4.11							80.03	78.79	79.39	72.01
46. 6.27				60.57	58.94	59.73				59.24
47. 12.10	76.48	75.93	76.20							71.76
49. 7. 7				76.08	75.65	75.86				73.20
50. 4.13							84.38	84.19	84.28	71.92
51. 12. 5	78.65	77.88	78.25							73.45
52. 7.10				73.74	73.62	73.67				68.49
54. 4. 8							82.08	82.71	82.41	64.08
54. 10. 7	74.49	74.53	74.51							68.01
55. 6.22	76.17	76.45	76.32							74.57
55. 6.22				76.13	76.42	76.28				74.54
58. 4.10							83.17	84.55	83.89	63.21
58. 6.26				57.91	56.38	57.12				57.00
58. 12.18	72.68	71.37	72.00							67.94
61. 7. 6	73.69	74.50	74.11							71.40
61. 7. 6				73.62	74.42	74.04				71.36
62. 4.12							77.57	79.02	78.33	59.78
平 1. 7.23				70.56	71.21	70.90				65.02
2. 2.18	76.03	77.24	76.66							73.31
3. 4. 7							70.43	73.02	71.79	54.43
4. 7.26				59.01	59.07	59.04				50.72
5. 7.18	69.42	69.83	69.64							67.26
7. 4. 9							65.42	66.48	65.98	55.12
7. 7.23				47.81	46.12	46.92				44.52
8. 10.20	61.83	60.97	61.38							59.65
10. 7.12				60.31	59.54	59.90				58.84
11. 4.11							63.51	63.93	63.73	56.78
12. 6.25	65.64	65.37	65.50							62.49
13. 7.29				58.51	58.44	58.47				56.44
15. 4.13							61.76	61.85	61.81	52.63
15. 11. 9	63.40	62.58	62.97							59.86
16. 7.11				62.33	61.21	61.74				56.57
17. 9.11	70.85	71.22	71.05							67.51
19. 4. 8							64.10	64.16	64.13	54.85
19. 7.29				62.99	61.88	62.40				58.64
21. 8.30	73.96	73.38	73.65							69.28
22. 7.11				62.45	61.41	61.89				57.92
23. 4.10							59.61	59.34	59.46	52.77
24. 12.16	60.17	57.48	58.73							59.32
25. 7.21				55.39	53.56	54.41				52.61
26. 12.14	57.90	55.00	56.35							52.66
27. 4.12							59.72	59.53	59.62	47.14
28. 7.10				57.43	56.22	56.78				54.70
29. 10.22	60.85	59.82	60.30							53.68
31. 4. 7							57.90	58.72	58.34	47.72
令 1. 7.21				54.23	53.34	53.76				48.80
3. 10.31	59.42	58.24	58.79							55.93
4. 7.10				54.43	53.58	53.98				52.05

(注1) 平成8年以降の衆議院議員選挙の投票率は「小選挙区」に係るものである。

(注2) 参議院議員選挙の投票率は「選挙区(地方区)」に係るものである。

(注3) 昭和22.4.16執行の知事選挙の投票率は決戦投票に係るものである。